

## 育児休業取得率の公表

当社では、育児・介護休業法(第22条の2)に基づき、育児休業取得率を公表しています。

令和7年度の「男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率」

90.9%

※ 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率とは男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率は、公表前事業年度において（「育児休業等をした男性従業員の数」+「小学校就学までの子を養育する男性従業員のうち企業の独自の休暇制度を利用した人数」）÷「配偶者が出産した男性従業員の数」で求められます。